

I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用活力、健康、感動を生み出すスポーツを、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

II 平成28年度社会教育行政の方針と重点

1 方針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重點

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 青少年の体験活動の充実
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ 子どもの読書活動の充実
- エ 地域全体で子どもを育む活動の充実
- オ 家庭教育支援の充実

(2) 活力ある地域コミュニティの形成に向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者の育成
- イ 地域活動の指導者、コーディネーターの養成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

- ア 関係機関との連携による多様な学習活動の支援
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

平成28年度社会教育行政の方針と重点について（解説）

青森県教育振興基本計画（「青森県基本計画未来を変える挑戦」の「教育、人づくり分野」）及び「青森県教育施策の方針」（平成26年1月8日決定）を踏まえ、本県の社会教育行政が取り組むべき施策の基本的方向及び重点的に取り組む施策を「社会教育行政の方針と重点」として定めるものである。

1 方針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

県民が、「自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送る」とこと及び「豊かで住みよい地域社会を形成する」ことを社会教育行政の目指す状態として掲げるものである。

その実現に向けては、人々が新たな知識や技術を学び、その成果を生かして様々な地域活動に参画していくことが求められることから、学習活動を通じて社会が人を育み、人が社会をつくるという好循環を目指し、「学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める」とこととするものである。

2 重点

（1）学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

未来を担う人財である子どもたちが心豊かでたくましく成長するよう、多様な体験活動等を通して育成するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、教職員、保護者、地域住民が連携・協働して社会全体で子どもたちを育むことが求められる。

特に重点的に取り組む施策として、次の5項目を掲げる。

ア 青少年の体験活動の充実

青少年教育施設の主催事業をはじめとする自然体験活動等、多様な体験活動の機会を充実させる。

イ 地域が支えるキャリア教育の充実

社会人・職業人として自立できるよう必要な資質、能力、態度を培うキャリア教育を推進するため、地域の企業、NPO等による教育支援活動を充実させるとともに、大学との連携による高校生のキャリア形成を支援する。

ウ 子どもの読書活動の充実

子どもの読書習慣を形成するため、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発と読書環境の整備を進める。

エ 地域全体で子どもを育む活動の充実

放課後や週末における子どもたちの体験・交流活動等、地域全体で子どもを育むためにこれまでに構築された仕組みや人財を活用した活動を充実させる。

オ 家庭教育支援の充実

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、支援者の育成やその活用によるきめ細やかな家庭教育支援の取組を通して、社会全体で家庭教育を支える体制を充実させる。

(2) 活力ある地域コミュニティの形成に向けた人財の育成

豊かで住みよい地域社会、活力ある地域コミュニティの形成に向けては、地域活動に主体的に取り組む人財を育成することが求められるとともに、人財相互のネットワークづくりが必要である。

特に重点的に取り組む施策として、次の3項目を掲げる。

ア 地域活動の実践者の育成

各地域において、地域活動に係る潜在的な人財を掘り起こすとともに、地域活動に多様な側面から関わる実践者を、それぞれの個性を生かして活躍できるよう育成する。

イ 地域活動指導者、コーディネーターの育成

地域活動をけん引する指導者や、人や組織を結ぶコーディネーターを養成する。

ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

地域活動の実践者、指導者、コーディネーターを始め、大学、企業、NPO等の地域活動に関わる関係者のネットワークの形成を促進する。

(3) 一人一人の主体的な学習と社会参加の推進

上記(1)(2)に掲げる「人財の育成」を進めるためには、「一人一人の主体的な学習と社会参加」が重要であり、その推進に向けては、次の2点が必要である。

第一に、学びたいことを学びたい時に学べること。第二に、学びの成果を生かして、地域における様々な活動に取り組むことができるることである。

そのため、大学、企業、NPO等の関係機関との連携により、学習機会・学習情報提供や学習相談など、県民の多様な学習活動の支援に努めるとともに、学習成果を生かした社会参加活動が活発に行なわれるような仕組みの構築に努めることが求められる。

特に重点的に取り組む施策として、次の2項目を掲げる。

ア 関係機関との連携による多様な学習活動の支援

大学や企業、NPO等の関係機関と連携し、県民の多様な学習ニーズや地域課題に応じた学習機会・学習情報提供、学習相談の充実等、県民一人一人の主体的な学習活動を支援する。

イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

「社会参加活動支援センター」（総合社会教育センター内に設置）の機能の充実や市町村等のボランティア関係機関職員の研修の実施及びネットワークの構築等、県民一人一人の学習成果を生かした社会参加活動を支援する。

(4) 社会教育推進のための基盤整備

上記(1)～(3)の重点施策を実現するため、社会教育推進のための基盤整備に継続的に取り組む。

ア 社会教育推進体制の充実

青森県生涯学習審議会、青森県社会教育委員の会議による提言等に基づき施策の充実に努めるとともに、施策立案に資する調査研究を実施する。

イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

県の社会教育施設（県立図書館、総合社会教育センター、県立少年自然の家）の機能の充実に努めるとともに、各市町村の公民館、図書館等社会教育施設についても、活用促進に向けて支援する。

ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上

社会教育主事、図書館司書、視聴覚教育に関わる職員等の養成と資質の向上を図る。

エ 社会教育関係団体等の活動の支援

県内の社会教育関係団体等が行う活動を支援する。